

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと**入札無効**となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

長野地方裁判所佐久支部 執行官室 TEL 0267-67-7383

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月19日

長野地方裁判所佐久支部

裁判所書記官 井 上 美 樹

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 3日 午前 9時00分から 令和 7年 4月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月15日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所佐久支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 4月30日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所佐久支部
特別売却 実施期間	令和 7年 4月17日 午前 9時00分から 令和 7年 4月17日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 |
| | 地 番 | 1095番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 276.24平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 1095番地22 |
| | 家屋 番号 | 1095番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.25平方メートル
2階 64.25平方メートル |

物件明細書

令和 7年 2月19日

長野地方裁判所佐久支部

裁判所書記官 井上美樹

-
-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 |
| | 地 番 | 1095番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 276.24平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 1095番地22 |
| | 家屋 番号 | 1095番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.25平方メートル
2階 64.25平方メートル |

令和 6年(ケ)第 15号
令和 6年11月15日受理
令和 6年11月28日提出
評価人 高畑 登

現況調査報告書

長野地方裁判所佐久支部

執行官 藤 卷 正 弘 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 |
| | 地 番 | 1095番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 276.24平方メートル |
| 2 | 所 在 | 佐久市桜井字橋詰 1095番地22 |
| | 家屋 番号 | 1095番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.25平方メートル
2階 64.25平方メートル |

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (本件債務者兼所有者)	<p>【令和6年11月26日に(■口頭 □電話)聴取した。】</p> <p>(1) 本建物は、私が住居として使用しています。第三者の占有はありません。</p> <p>(2) 本建物の増改築はありません。2階東側の洋室2部屋の間にアコーディオンカーテンを設置した程度です(写真No.16)。</p> <p>(3) 雨漏り箇所やシロアリの被害は見られません。</p> <p>(4) 本建物の屋根上には太陽光パネルが設置されています。設置したのは建物を建てた後の2011(平成23)年7月で間違いなくと思います。後付けのものです。ローンは残っていません。平成23年6月の借り換え時に全て支払っています。</p> <p>(5) 契約書類に記載されているように、パネルの枚数は14枚で間違いなくと思います。発電容量は約3キロです。</p> <p>(6) 本土地上にはプレハブの物置が2台置いてあります。移動が可能なものです。</p> <p>(7) 土地の境界に関する争いなどはありません。宅地分譲地のため、境界はハッキリしています。</p>
執行官の意見	
■上記のとおり ■下記のとおり	
<p>(1) 本土地建物の状況は、別紙建物図面(各階平面図)、土地建物位置関係図(概略図)、建物間取り図(概略図)及び添付写真のとおりである。</p> <p>(2) 本土地の北側に隣接する「地番1095番1」の土地は、佐久市が所有する公衆用道路(525㎡)である。</p> <p>(3) 本建物の屋根上に固定設置されている太陽電池モジュール14枚は、本建物に係る太陽光発電システムとして利用され、屋根材に一定の加工が加えられボルト等で固定された後付け型のもので容易に取り外すことができないことから、本建物の付加一体物(民法370条)あるいは従物(民法87条)として、本建物と共に売却するのが相当と思料する。 なお、太陽電池モジュール14枚の定格出力は2.94kWである。</p> <p>(4) 上記関係人の陳述及び本土地建物の状況等から、2枚目記載のとおり認定した。</p>	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
6年11月15日(金)	当庁(執行官室)	佐久市長宛関係資料請求(郵便)
6年11月18日(月) 11:20-11:25	長野地方法務局佐久支局	<input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書請求 <input type="checkbox"/> 公図写し請求 <input type="checkbox"/> 地積測量図写し請求 <input type="checkbox"/> 建物図面写し請求 <input type="checkbox"/> 履歴事項証明書請求 <input type="checkbox"/>
6年11月18日(月) 11:30-11:55	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 全戸不在
6年11月19日(火)	当庁(執行官室)	本件債務者兼所有者A宛照会書送付(郵便)
6年11月26日(火) 8:50-9:25	物件所在地	本件物件及び占有確認、立入調査、写真撮影 Aから意見聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人(評価人)を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年11月26日 評価人同行 <input type="checkbox"/>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

登記年月日：平成15年7月9日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(長野県地方事務局長佐久支庁管轄)
令和6年10月2日 東京法務局管東出張所

登記官

7 枚目

A3をA4に縮小

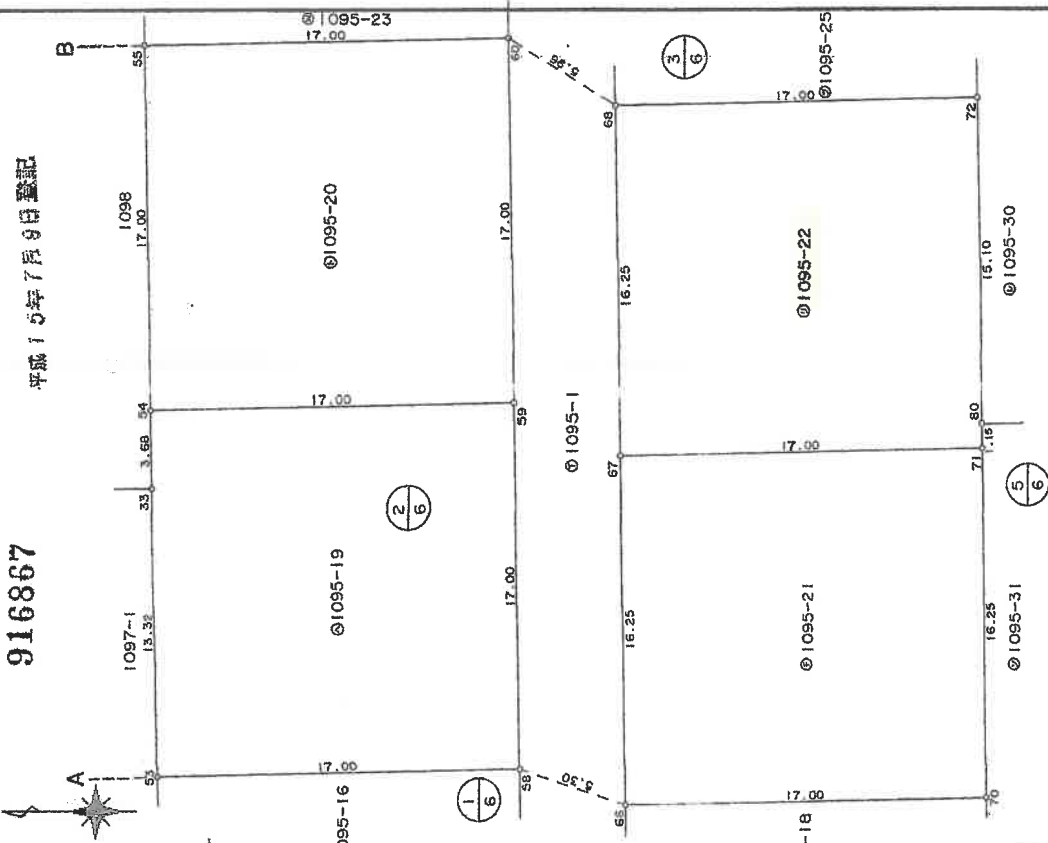
請求番号：9-2

平成15年7月9日 地積測量所在地

地番 1095-19, 1095-20, 1095-21, 1095-22
土地の所在 佐久市大字桜井字橋詰

916867

平成15年7月9日登記



座標求積表

地測点	① 1095-19	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
59	25984.784	-3781.892	63063.049100	-65204.216505
59	25985.106	-3764.895	-65204.216505	-65737.593376
54	26002.103	-3765.217	1213.584834	65243.191500
53	26002.054	-3768.897	578.015553	289.007765
53	26001.781	-3782.214	289.007765	289.00 ㎡

地測点	① 1095-20	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
59	25985.106	-3764.895	62779.624125	-64909.845462
60	25985.428	-3747.898	-64909.845462	-62501.568500
55	26002.425	-3748.220	65209.793223	578.003386
54	26002.103	-3765.217	289.0016930	289.00 ㎡

地測点	① 1095-21	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
67	25980.059	-3767.301	-62872.486389	65474.288140
66	25979.751	-3783.548	63138.288714	-65187.571595
70	25962.754	-3783.226	-65187.571595	552.498870
71	25963.062	-3766.979	276.2494350	276.24 ㎡

地測点	① 1095-22	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
71	25963.062	-3766.979	63944.466525	-1159.874408
80	25963.084	-3765.826	-64823.901156	-62601.340206
72	25963.370	-3750.732	65193.143805	552.496560
68	25980.367	-3751.054	276.2482800	276.24 ㎡
67	25980.059	-3767.301		

33 コンクリート舗装ベンチ
他 コンクリート管

平成15年6月10日測量
田原地保

平成15年6月23日作製

土木測量協会(士会連合会)用紙

作製者

申請人

縮尺

1/250

登記年月日：平成15年7月9日

これは図面に記載されている内容を証明した往面である。

(長野地方支務局佐久支局管轄)

令和6年10月2日

東京法務局台裏出張所

登記官

00 第四

A3をA4に縮小

請求番号：9-2

平成15年7月9日
1095-23,1095-24
1095-25,1095-26

地番

土地の所在
佐久市大津影井字橋詰

916868

平成15年7月9日登記

3/6

座標求積表

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
61	25985.750	-3730.901	-64615.474419
56	26002.747	-3731.223	-62218.143525
55	26002.425	-3748.220	64915.422180
60	25985.428	-3747.898	62496.195150
	倍面積	578.003386	
	面積	289.0016930	
	地積	289.00	㎡

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
31	26003.072	-3714.141	-62430.996069
35	26002.861	-3724.172	1210.355900
56	26002.747	-3731.223	63919.581213
61	25985.750	-3730.901	62212.774175
40	25986.072	-3713.909	-64332.331698
	倍面積	579.383521	
	面積	289.6917605	
	地積	289.69	㎡

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
72	25963.370	-3750.732	63518.646420
78	25963.432	-3747.483	-1154.224764
73	25963.678	-3734.485	-64393.724855
69	25980.675	-3734.807	-62330.194023
68	25980.367	-3751.054	64911.989470
	倍面積	552.492248	
	面積	276.2461240	
	地積	276.24	㎡

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
73	25963.678	-3734.485	63224.831050
74	25963.745	-3730.986	-690.232410
95	25963.863	-3724.725	9989.712450
97	25961.063	-3724.139	9980.692520
96	25961.183	-3717.824	-43286.055712
1	25972.701	-3717.749	-44501.455530
2	25973.153	-3718.646	-20928.539688
50	25978.329	-3718.774	-28913.467850
51	25980.928	-3721.469	-8730.613194
69	25980.675	-3734.807	64425.420750
	倍面積	588.312366	
	面積	294.1561930	
	地積	294.15	㎡

- 1, 2, 50, 51 プラチ
- 35 コンクリート基礎センター
- 31 金属プレート
- 38 鉄筋
- 他 コンクリート

平成15年6月10日測量
旧測量簿

製作者

申請人

縮尺 1/250

平成15年6月23日作製
日本土地家屋調査士会連合会用紙

(4/7)

登記年月日：平成18年10月11日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(長野地方事務所佐久支局管轄)
令和6年10月2日 東京法律事務所 佐久支局 佐久支所

登記官

9 (枚目)

A3をA4に縮小

請求番号：9-3

各階平面図

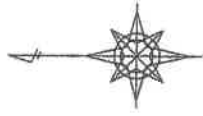
建築物図面

家屋番号 1095番22

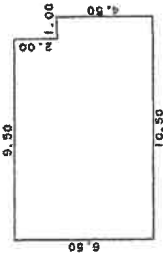
建物の所在 佐久市桜井字橋詰1095番地22

968195

平成18年10月11日登記

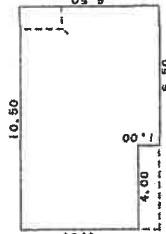


1階平面図



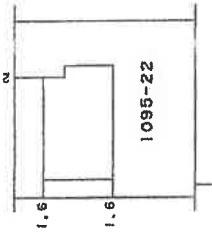
床面積
10.50 x 4.50 = 47.2500
9.50 x 2.00 = 19.0000
計 66.2500
床面積

2階平面図



床面積
6.50 x 1.00 = 6.5000
10.50 x 6.50 = 68.2500
計 74.7500
床面積

1095-1 道



1095-21

1095-25

1095-31

1095-30

製作者

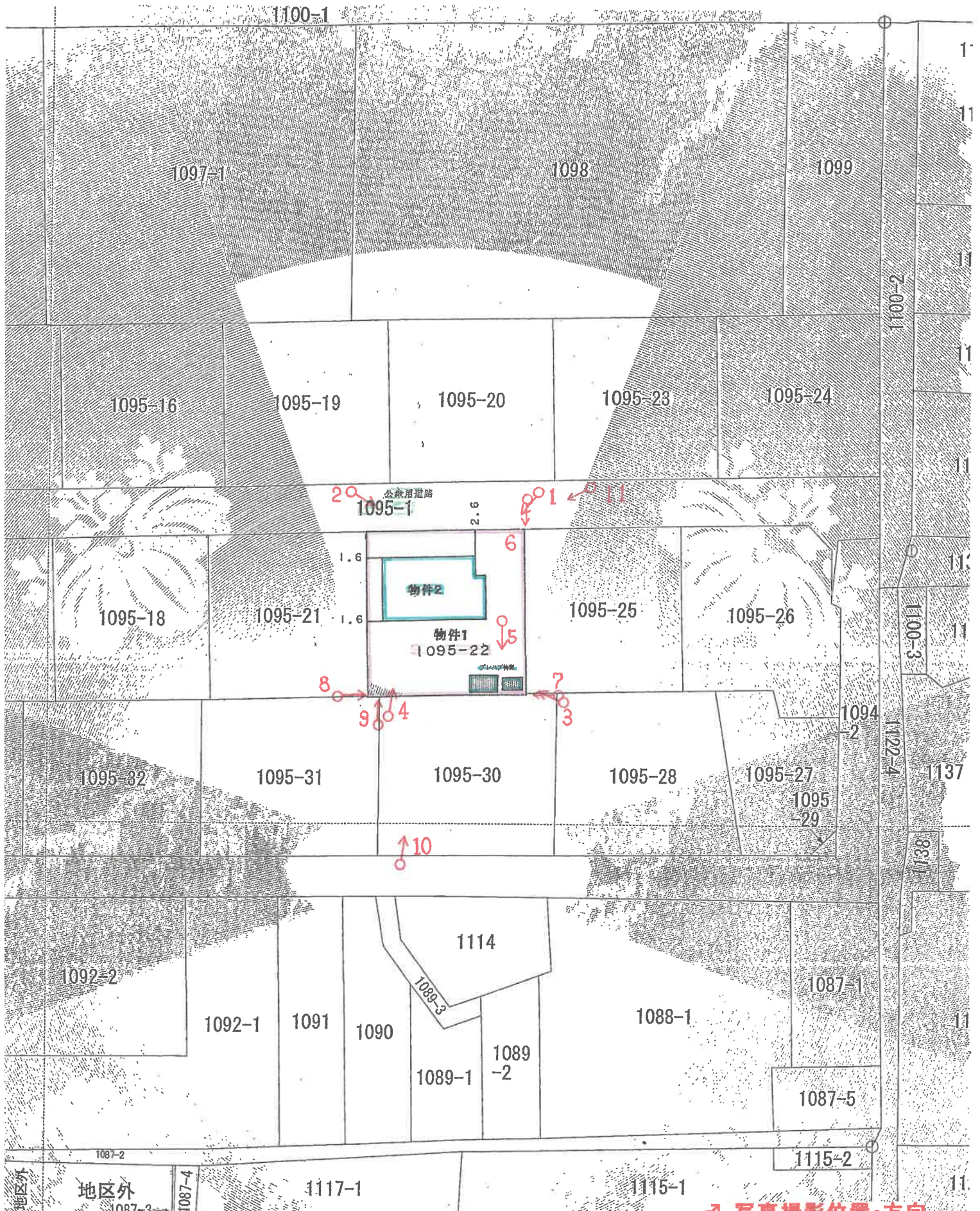
縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

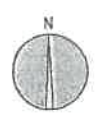
縮尺 1/500

18年10月7日(製) 土地家屋調査士会連合会用紙



♂ 写真撮影位置・方向

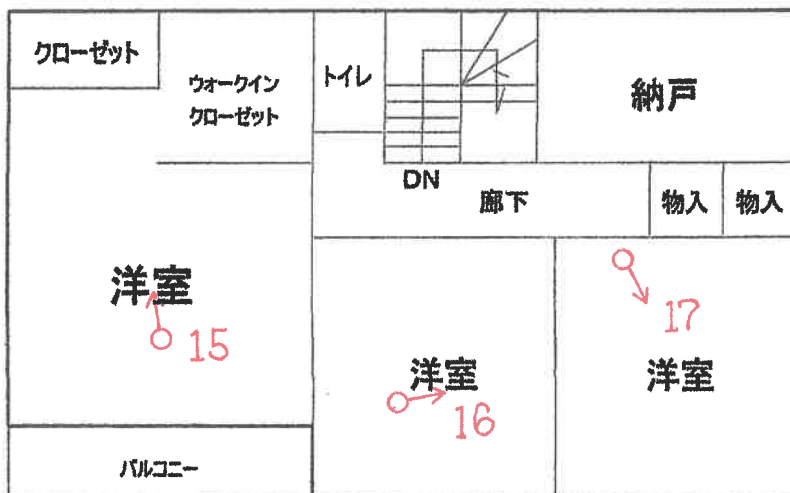
土地建物位置関係図(概略図)
 令和6年(ケ)第15号
 物件1(土地)
 物件2(建物)



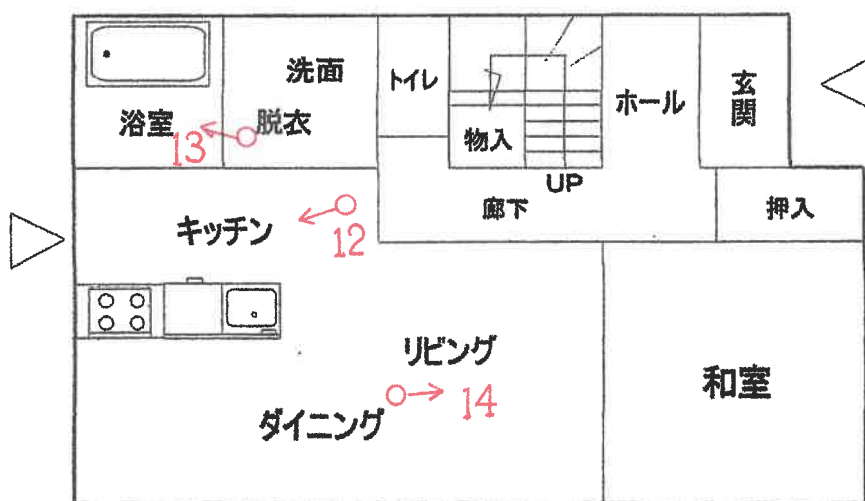
建物間取り図（概略図）

令和6年(ケ)第15号

物件2(居宅)



2階



1階

♂ 写真撮影位置・方向



NO. 3

物件 1、2

プレハブ物置 (2台)



NO. 4



NO. 5

物件 1

プレハブ物置 (2台)



NO. 6

物件 1



NO. 7



NO. 8



NO. 9

物件 1



NO. 10

物件 2

屋根上

太陽電池モジュール



NO. 11



NO. 12

物件 2

1 階



NO. 13



NO. 14



NO. 15

物件 2

2階



NO. 16



NO. 17



令和 6年 (ケ) 第 15 号
令和 6年 11月 26日 現地調査
令和 6年 12月 3日 評価

長野地方裁判所佐久支部 御中

評 価 書

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

高畑 登

第1 評価額

一 括 価 格	
金9,260,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金2,530,000円
物件2（建物）	金6,730,000円

- 1 一括価格は、物件1・物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産に特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類または品質に関する不適合には瑕疵担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	佐久市桜井字橋詰 1095番22 宅地 276.24㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	佐久市桜井字橋詰 1095番地22 1095番22 居宅 木造 瓦葺 2階建 1階 66.25㎡ 2階 64.25㎡	
番号	特記事項		
	移動可能なプレハブ物置がある。		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR小海線「中込駅」の北西方約2.3km（直線距離）、道路距離では同駅から約3.6kmに位置する（別添「位置図」参照）。
-------	--

付近の状況	郊外の水田等が広がる中に、集落近くで開発された国道背後の小規模分譲住宅地である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 60% 200% 無指定 -
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	276.24㎡(登記数量) 公図等の通り 約16m(北側)・約17m(東側) 平坦地 北側で、下記の公衆用通路に、等高ないし数十センチメートル高位に接面
接面道路の状況	幅員約5mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号道路)	
土地の利用状況等	土地所有者が、物件2建物の敷地として利用している。建物の位置は概ね見取図の通りである。目的外建物はない。	
供給処理施設	上水道 : あり 都市ガス : あり 下水道 : なし (注) 敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、ない場合を「なし」とした(以下同じ)。	
特記事項	埋蔵文化財包蔵地「平馬塚遺跡群」の指定地内に存する。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数等	建築年月日(登記記載) : 平成18年10月7日新築 経過年数 : 約18年 経済的残存耐用年数 : 約17年

仕 様	構 造 : 登記の記載と同じ 外 壁 : サイディングボード張り等 内 壁 : ビニールクロス貼り等 天 井 : ビニールクロス貼り等 床 : 畳、フローリング張り等 設 備 : 太陽光パネル、給排水等 その他 : -
床面積（現況）	1階 66.25 m ² 、2階 64.25 m ² 、延べ 130.50 m ²
現況用途等	現況用途 : 登記の記載と同じ 間 取 り : 間取図（概略）参照
品 等	普 通
保守管理の状態	普 通
建物の利用状況	建物所有者が住居として利用している。
特 記 事 項	オール電化住宅である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別格差 イ	地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	21,800	1.0	276.24	1.0	6,022,000

総額（円）については、千円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格 : 近隣地域における宅地の価格水準を、参考価格資料による価格の88%と査定し、時点修正（±0.0%）も考慮して21,800円/m²と決定した。

イ 個別格差 : $\left(\begin{array}{ll} \text{規模 (標準的)} & \pm 0\% \\ \text{形状 (標準的)} & \pm 0\% \\ \text{その他} & \pm 0\% \end{array} \right)$

総合格差 : 上記格差率の相乗積 (1.0)

ウ 地積 : 登記面積

エ 建付減価 : なし (1.0)

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法および観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	165,000	130.50	0.437	9,410,000

イ 現況延床面積 : 登記数量による

ウ 現価率

- ・経過年数 18 年、経済的残存耐用年数 17 年、観察減価率△10%
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して現価率を下記の通り査定した。

現価率 = 経済的残存耐用年数 17 年 / (18 年 + 17 年) × (1 - 観察減価 0.1) ≒ 0.437

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、物件2建物については土地利用権等価格を加算して、競売市場修正等を施して下記の通り評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,022,000	0.3	法定地上権	1,807,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及 び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,022,000	-1,807,000		1.0	0.6	2,530,000
2	9,410,000	+1,807,000	1.0	1.0	0.6	6,730,000
一 括 価 格 (合 計)						9,260,000

総額 (円) については、万円未満四捨五入とした。

ウ 占有減価修正：な し

エ 市場性修正：な し

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 (佐久ー5)

所 在：佐久市三塚字泉野 199 番 19

価 格：24,800円/m²

位 置：JR小海線「中込駅」3.2 km (道路距離)

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：267 m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南東側・幅員10m市道

用途指定等：無指定 (建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1 3,207,146円

物件2 3,662,612円

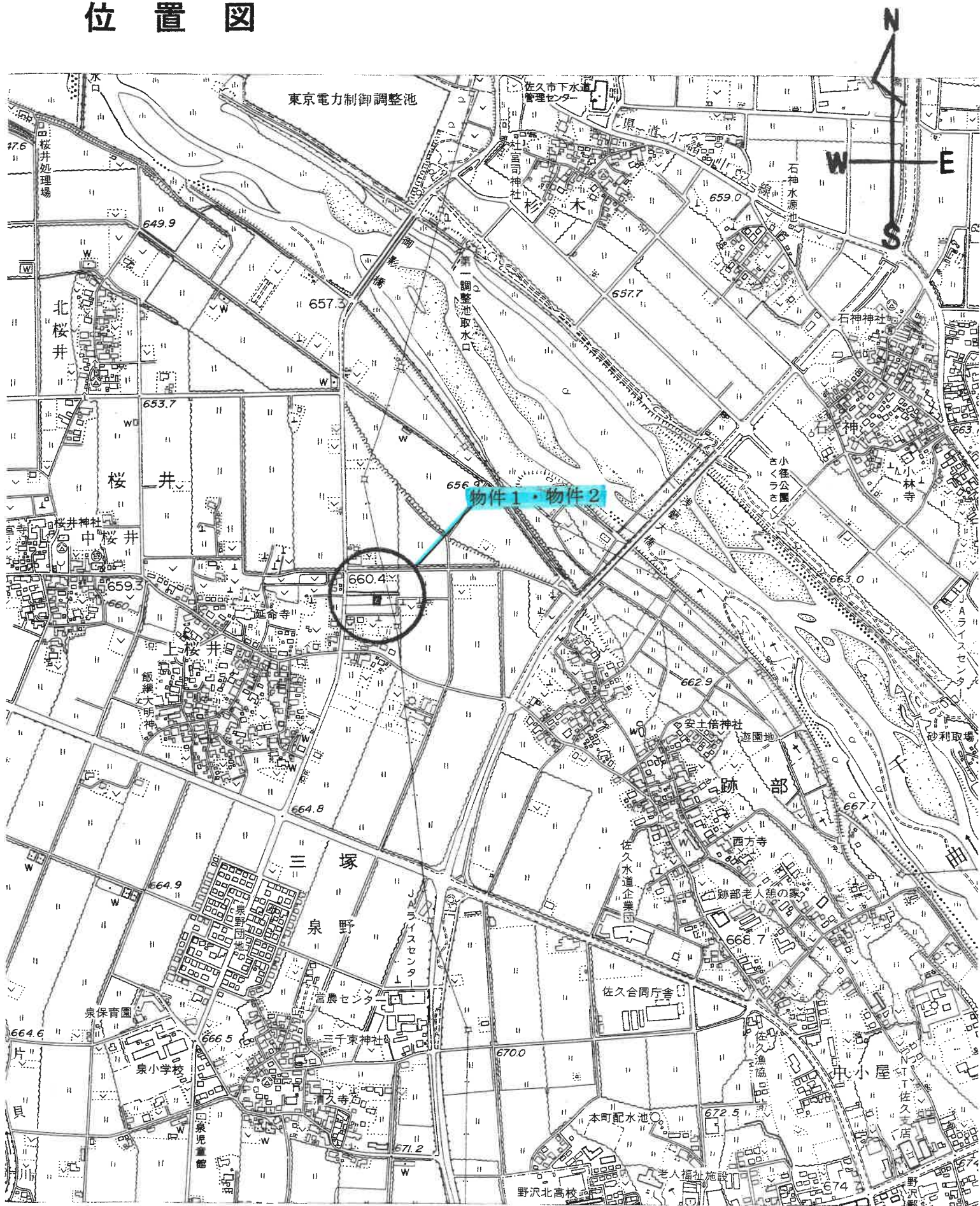
(注) ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

- 1 位置図（「佐久市役所：白図」写）
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 間取図
- 5 見取図（写真撮影方向）
- 6 現況写真

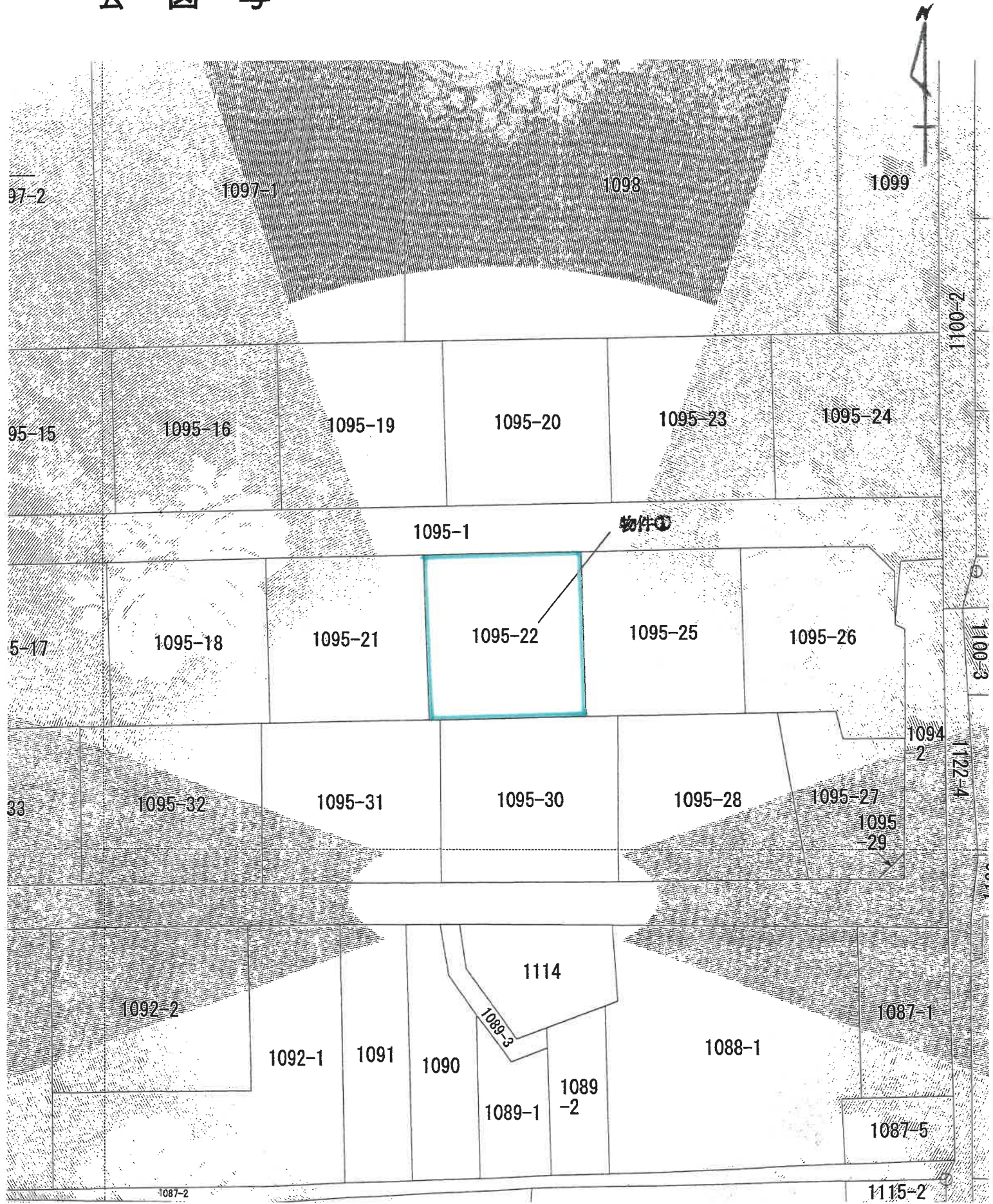
以 上

位置図



佐久市全図（縮尺 1/10,000 白図）：佐久市役所

公 図 写



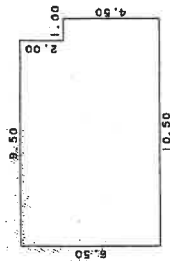
縮尺 1 / 5 0 0

建物図面・各階平面図写

年月日：平成18年10月11日

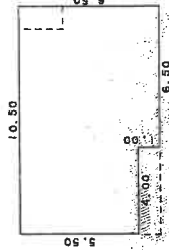
各階平面図

1階平面図



床面積
 10.50 x 4.50 = 47.2500
 9.50 x 2.00 = 19.0000
 計 66.2500㎡

2階平面図



床面積
 10.50 x 1.00 = 5.5000
 9.50 x 5.50 = 52.2500
 計 57.7500㎡

18.10.11

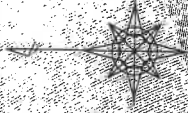
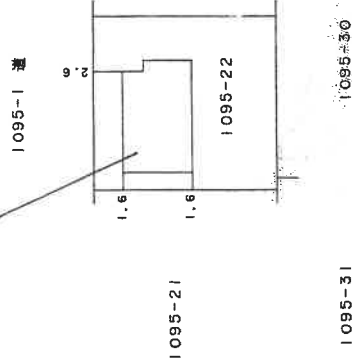
建物図面

家屋番号 1095番22

建物の所在 佐夕市松井字橋詰1095番地22

968195

物件②



作製者

主計課

縮尺 1/250

申請人

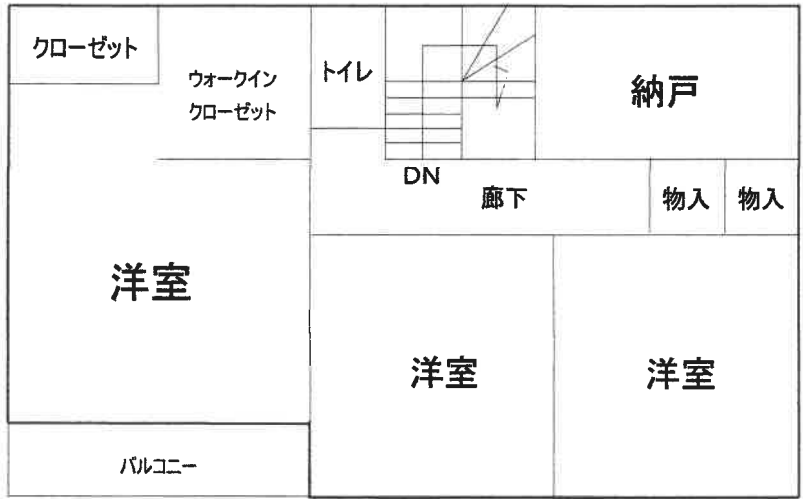
縮尺

1/500

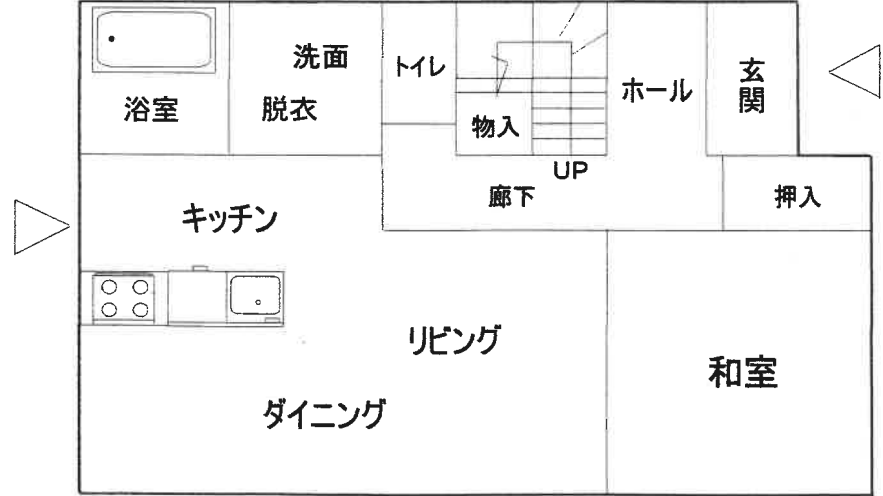
日本土地家屋調査士協会連合会
 (日本土地家屋調査士協会連合会用紙)

本図面はA3版の図面をA4版に縮尺複写したものである。

間取図 (概略)



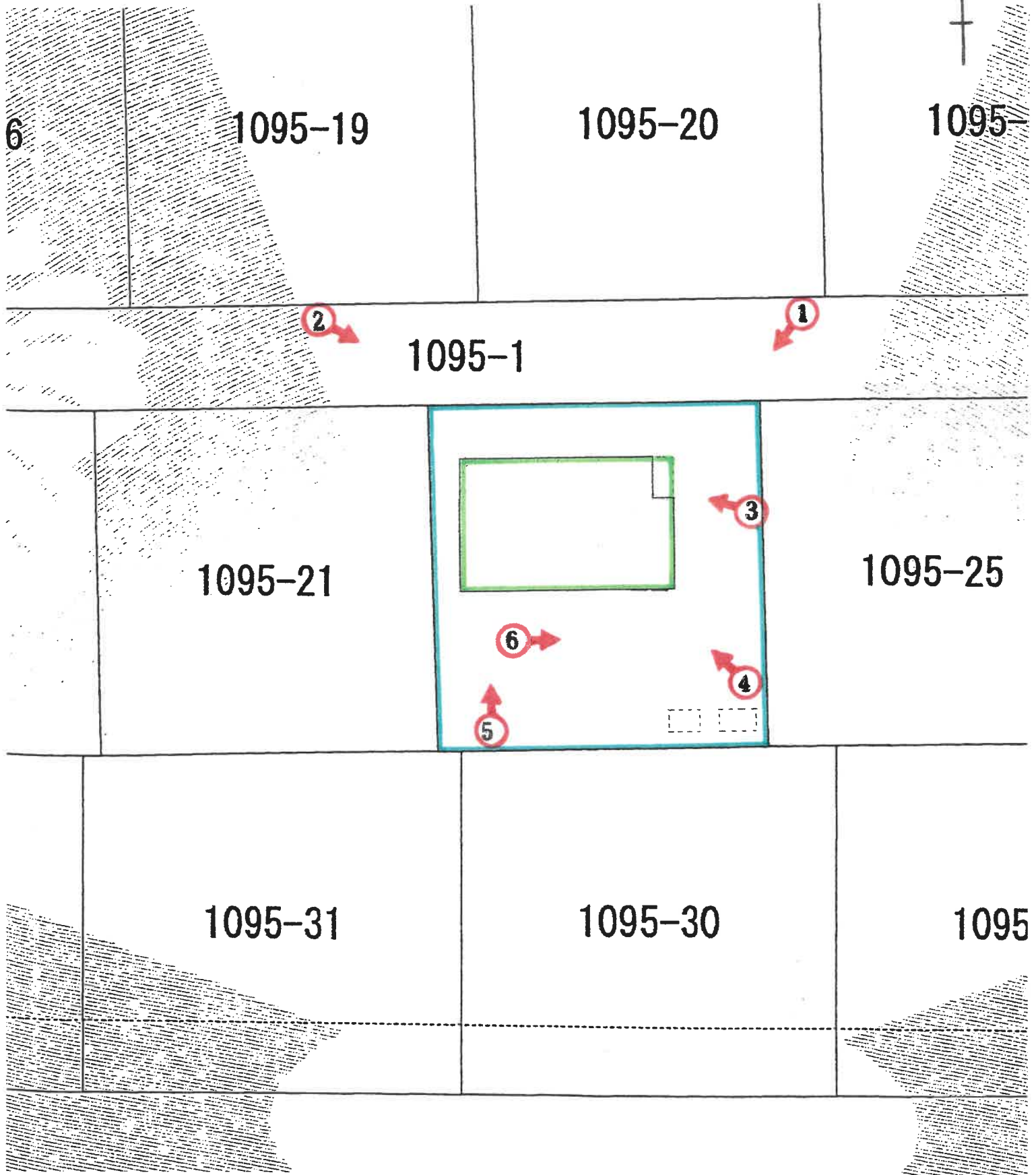
2階



1階

縮尺 1/100

見取図 (写真撮影方向)



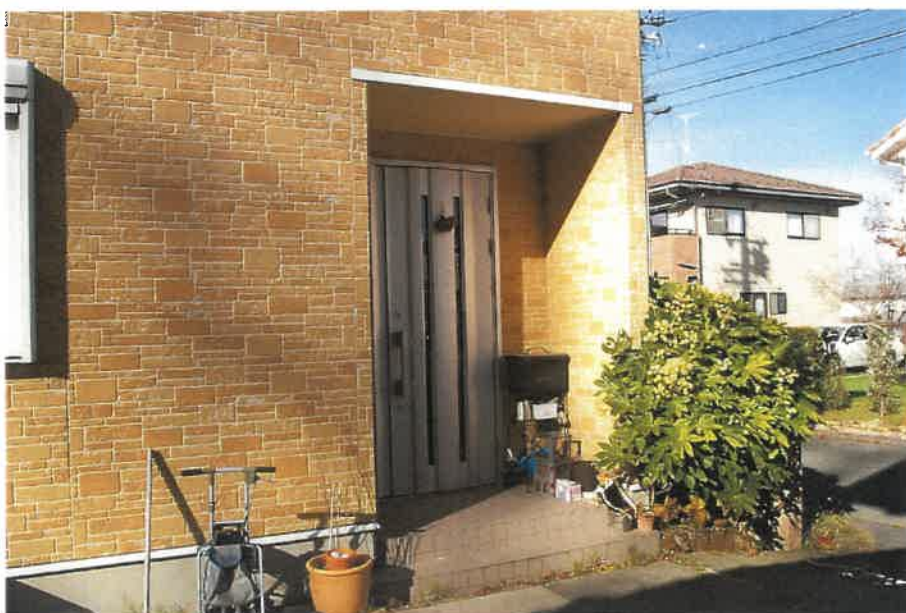
縮尺 1 / 250



1



2



3



4



5



6